

運 営 規 程

医療法人 大分朋友会

指定通所リハビリテーション

指定介護予防通所リハビリテーション

運 営 規 程

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、医療法人大分朋友会 朋友クリニックが運営する通所リハビリテーションの事業の適正な運営を確保するために必要な事項を定める。

(名称及び所在地)

第2条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 医療法人 大分朋友会 通所リハビリテーション
- (2) 所在地 大分市下宗方字櫛引 258 番地

第 2 章 事業の目的及び運営方針

(事業の目的)

第3条 朋友クリニック通所リハビリテーション事業所（以下「当事業所」という。）は、当事業所が提供する指定通所リハビリテーションは指定介護予防通所リハビリテーション（以下「本事業」という。）の提供を受ける者（以下「利用者」という。）の生活機能の維持又は向上を目指すとともに、その居宅における自立支援並びにその家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営方針)

第4条 当事業所の従業者（以下「職員」という。）は、利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう必要なりハビリテーション及び日常生活上の世話等を行う。

- 2 当事業所は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供を受ける者が、できる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう、その目標を設定し、計画的に実施するものとする。
- 3 当事業所は、指定通所リハビリテーションの提供を受ける者の要介護状態の軽減及び維持若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に実施するものとする。
- 4 本事業の実施にあたっては、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、保健・医療機関、福祉サービス提供事業者、関係市町村等との密接な連帯を図り、総合的なサービスの提供に努める。

第3章 職員の職種、員数及び職務の内容

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 当事業所に置く職員の職種、員数は次のとおりとする。

- (1) 医師 1人(常勤・兼務) 1人(非常勤・兼務)
- (2) 理学療法士等 1人以上(常勤)
- (3) 介護職員 3人以上(常勤)
- (4) 看護職員 利用者の健康状態に応じ配置

【併設事業所との連携体制を確保している】

- (5) 人権擁護・虐待防止等責任者 1人(常勤・兼務)

2 前項各号に規程する者の職務は次のとおりとする。

- (1) 医師
 - ① 利用者の日常生活における健康管理及び助言並びに指導
 - ② 通所リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画策定への参画及び職員への指導・助言
 - ③ 利用者に係る医療全般
- (2) 理学療法士等
利用者の自立支援を目的とした身体を中心とする機能の維持・改善等のためのリハビリテーション実施計画の作成及び実施
- (3) 介護職員
利用者の日常生活上必要な身の回りの世話及び介護に関する指導・助言並びにレクリエーション等
- (4) 看護職員
利用者の通所リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーション計画に基づいた看護投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行う
- (5) 人権擁護・虐待防止等責任者
入所者又は利用者の人権擁護、虐待防止等のため、利用者からの相談又は苦情等に対応し処理するものとする。

第4章 営業日及び営業時間

(営業日及び営業時間)

第6条 当事業所の営業日及び通常の営業時間は、次のとおりとする。

- | | |
|----------|---|
| (1) 営業日 | 月曜日から土曜日、祝日 |
| (2) 休日 | 日曜日
年末年始(12月31日～1月3日) |
| (3) 営業時間 | 午前8時30分～午後5時30分
(サービス提供時間：午前9時30分～午後3時45分) |

第5章 利用者の定員

(利用定員)

第7条 当事業所の利用定員は、48人とする。

第6章 事業内容及び利用料その他の費用の額

(事業内容)

第8条 当事業所は、利用者の通所リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成、健康チェック、機能の維持・改善及び悪化の防止又は予防のための訓練、レクリエーション、その他日常生活上必要な世話をを行う。

- 2 利用者の希望により、居宅との送迎及び入浴介助並びに食事の提供を行う
- 3 利用者がその有する能力で居宅での日常生活を営むために必要な相談援助を行う。

(利用料及びその他の費用)

第9条 本事業を提供した場合に利用者から支払いを受ける額は厚生労働大臣が定める基準額とする。本事業が法定代理受領サービスに該当する本事業を提供した場合は、厚生労働大臣が定める基準額の1割又は2割又は3割とする。

- 2 食費 昼食・おやつ代(自己負担)
- 3 利用者が日常的に使用する次の各号に該当するものについては、原則実費とし、別途その費用の支払を受けるものとする。
 - (1) レクリエーション等として使用する材料費

- (2) おむつ代
- (3) その他、日常生活に係る費用の支払を受けることが必要となった場合は、その都度、利用者又はその家族に対して事前に説明を行い、同意を得た上で実費相当額の支払を受けるものとする。

第7章 通常の事業の実施地域

(通常の事業の実施地域)

第10条 大分市内と由布市内とし概ね片道30分以内を基準とした範囲とする。

第8章 サービス利用にあたっての留意事項

(サービス利用にあたっての留意事項)

第11条 当事業所のサービスを利用する際の留意事項を次のとおり定める。

- (1) 機能訓練室及びその設備等を使用する場合は、職員の許可を得て使用すること。
- (2) サービス提供時間内の外出は原則として認めない。ただし、管理者が必要と認めた場合はこの限りではない。
- (3) 当事業所内の禁煙・飲酒は原則として禁止する。
- (4) 指定された場所以外での火気使用は禁止する。
- (5) 所持品等の持ち込みは、必要小限の範囲とする。
- (6) 利用者の所持する金銭・貴重品等の管理は一切行わない。
- (7) 利用者の政治活動、布教、物品の販売等は禁止とする。
- (8) ペットの持ち込みは禁止とする。
- (9) 他者への迷惑行為は禁止する。

第9章 緊急時等における対応方法

(緊急時における対応方法)

第12条 利用者の心身の状態が急変した場合には、直ちに朋友クリニックへ連絡をとりその指示に従うものとする。

- 2 あらかじめ利用者又は当該家族から指定された連絡先へ電話連絡するものとする。

第10章 非常災害対策

(非常災害対策)

第13条 非常時に備え、職員に消防計画を熟知させるとともに、防火管理者の指揮下で定期的に避難誘導・救出・消火訓練等を行うものとする。

- 2 非常災害対策計画は、災害の態様（火災・地震・洪水等）ごとに策定する。
- 3 避難訓練は、夜間（夜間想定を含む）においても行うこと。
- 4 災害時に備え、自主防衛組織との連携や広域的相互応援体制の整備に努めること。

第11章 その他

(その他運営に関する重要事項)

第14条 職員に研修の機会を設け、常にサービスの質の向上に努める。

従業者に対して実施する研修項目として、人権の擁護、虐待の防止、認知症ケア、介護予防（又は機能回復）、介護技術、介助技術、及び接遇に関する研修などである。

- 2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を守らなければならない。なお、これは退職後においても同様の扱いとする。

第12章 苦情相談

(苦情処理に関する事項)

第15条 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口・担当者の設置、円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順等を定める。

- 2 本事業の実施に関して苦情が発生した場合、窓口担当者・相手方双方で協議し、円満に解決するよう努める。但し、円満な解決が得られない場合は速やかに大分市等に報告を行う。

第13章 虐待防止

(虐待防止に関する事項)

第16条 虐待防止に向けての事業所の体制整備、研修の実施、従業者又は養護者（利用者の家族等）による虐待と思われる利用者を発見した際は直ちに責任者に通報するものとする。

第 1 4 章 記録の保存期間

(記録の保存に関する事項)

第 17 条 記録の保存期間の起点(完結の日)を「当該サービスを提供した日(又は当該処遇を行った日)」とし、保存期間を5年間とする。

第 1 5 章 暴力団員等の排除

(暴力団員等の排除に関する事項)

第 18 条 施設又は事業所を運営する代表者及び役員等について、暴力団関係者が含まれてはならず、また、その運営について、暴力団関係者に少しでも有益な行為を行ってはならない。

(附則)

この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人大分朋友会が定めるものとする。

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 1 月 4 日から施行する。

この規程は、令和 1 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。